

守谷市のシンボル・マークは、市民の財産として商標登録の申請がされています。
商標登録申請中であることを示すTM(トレードマークの略号)を付記することで権利の所在を明らかにし無用なトラブルを事前に避けることができますが、市が直接管理するシンボル・マークの適用では表記しないこととします。
守谷市がシンボル・マークの使用を認可する事業活動によっては、TMを表記し権利の所在を明らかにする場合があります。

商標表示

